

つくば市民センター使用のご案内

1 つくば市民センターの使用が可能な団体について

下記の(1)または(2)いずれかに該当する団体となります。

(1) 次のいずれにも該当する団体

- ア 団体の世帯数が5以上。
- イ 代表者が18歳以上。
- ウ 使用日の責任者が18歳以上。

団体の世帯数が
5以上で使用
できます。

(2) 次のいずれにも該当する団体

- ア 団体の世帯数が5以上。
- イ 構成員全員が申請日の属する年度の末日において16歳以上。
- ウ 構成員のうち18歳未満のものはそれぞれの保護者の同意があること。

※音楽室と社会貢献活動支援室の使用は、団体の世帯数が2以上となります。

2 料金について

市内団体（非営利、営利）、市外団体（非営利、営利）の4つに大きく分かれます。

例) 小会議室2を30分使用した場合

小会議室2		
団体	非営利使用	営利使用
市内	50円	150円
市外	100円	300円

市内団体とは？

団体の構成員のうち過半数が市民である団体。

市外団体とは？

市内団体以外の団体。

「営利使用」とは？

原則として利益の獲得を目的とした次のいずれかに該当する活動。

- (1) 商品の展示・宣伝・販売等
- (2) 収益を目的とした事業の説明会等
- (3) 入場料を伴う興行等
- (4) 営利を目的とした組織の研修・会議・試験・教室等
- (5) そのほか営利を目的に行われていると市長が判断したもの

※使用料の免除については5ページに記載しています。

3 時間制限について

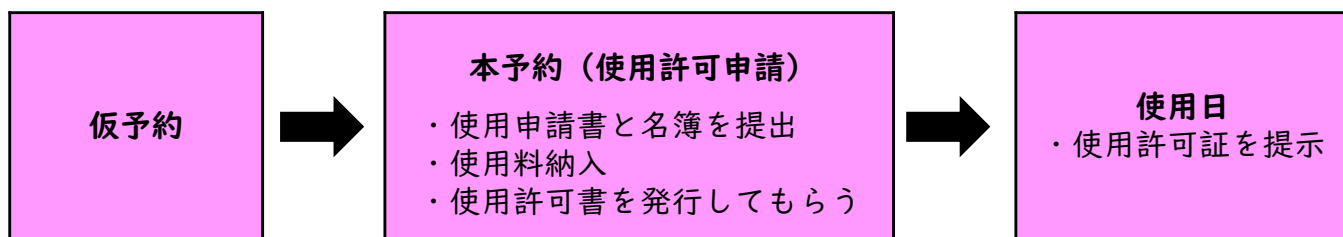
■午前9時から午後10時まで30分単位で使用できますが、施設を皆様に公平に使用していただくため、下記のとおり、使用時間・回数に制限があります。

区分	会議室・音楽室等		調理室	
	時間制限	回数制限	時間制限	回数制限
1日	合計4時間まで	2回まで	合計6時間まで	2回まで
1週間（日～土曜日）	合計5時間まで	2回まで	合計6時間まで	2回まで
1か月（1日～末日）	合計20時間まで	8回まで	合計20時間まで	8回まで

※使用日には必ず「許可書兼領収書」を持参し、記載してある注意事項を皆様に確認して使用してください。

※準備・後片付けは使用時間内に行ってください。

4 使用申請手続きの流れ



仮予約の開始日は団体の区分により異なります。

使用日の5日前までに本予約してください。
(仮予約なしで本予約も可能です。)

1) 仮予約について

- ・使用したい施設を、事前に窓口で仮予約することができます。
- ・使用日の5日前までに本予約をしないと、予約が取り消されます。
- ・仮予約は公共施設予約システム（ネット予約）からも可能ですが、その場合は事前の団体登録が必要となります。

2) 本予約（使用許可申請）について（地域交流センターと同様）

- ・使用するには、つくば市民センター受付で使用許可申請書と使用者全員の名簿を提出します。
※受付は、平日の午前9時から午後5時15分までとなります。
- ・申請書の提出期限は、使用日の5日前までです。
※使用日の5日前が土日祝日・年末年始の場合は、その翌日の平日となります。

【注意】 使用料は還付できません。

一度納入した使用料は原則として還付できません。

※災害、施設の破損など、使用者の責めによらない事由により使用できない場合にはこの限りではありません。

本予約は窓口のみです。
5日前までに申請書と名簿を提出してください。

3) 予約受付日について（市内非営利団体の場合）

① 窓口予約日

使用月（偶数月と連続する奇数月）の2か月前の1日（ついたち）

※ただし、1日とその前が土・日・祝の場合は、直前の平日までさかのぼります。

② 予約システム

使用月（偶数月と連続する奇数月）の2か月前の2日、午前0時開始

※不明点等の問合せ先：029-852-5892 または 029-855-1171

日付	申請場所	市内非営利 団体	社会貢献 活動団体	市外団体 営利団体 少人数音楽室使用団体
11月上旬	吾妻交流 センター ★のみ 市民活動 センター	登録受付開始 ロッカー申請受付開始	★社会貢献活動団体 登録受付開始	登録受付開始
12月1日（金）		2・3月分 窓口予約 ・申請開始 8:30～ ロッカー抽選 9:00～	★社会貢献活動支援 室2・3月分 10:00～ 窓口予約・申請開始	
12月28日（木）		※注意 2月13日～3月31日分の使用受付		2月13～15日分 窓口予約・申請開始 ロッカー申請受付開始
12月29日（金）～ 1月3日（水）	12月29日 吾妻交流センター閉館 年末年始休み			
1月4日（木）	市民活動 センター で受付	予約希望日の42日前から 順次予約可能です。		2月16日～3月分 窓口予約・申請開始日
1月14日（日）		市民活動センター閉館		
1月15日（月）～ 2月9日（金）	市民活動 センター で受付	※注意 引き続き、市民活動センターで申請受付業務のみを行います。 （平日8時30分～17時15分のみ）		
2月12日（月祝）	つくば市民センターオープン（祝日のため申請受付なし）			
2月16日（金）	つくば市民 センター で受付	4・5月分 窓口予約・申請開始	社会貢献活動支援室 4・5月分 窓口予約・申請開始	
2月17日（土）		4・5月分 ネット予約申請開始	社会貢献活動支援室 4・5月分 ネット予約申請開始	

※土・日・祝日は休館です。

※ネットの予約開始時期は決定次第、システムのお知らせ欄に掲載します。

※2024年2～6月分の予約期間については、つくば市民センターの開所に伴い、特別日程となっていますのでご注意ください。

5 つくば市民センターの団体登録と ネット予約について

団体登録をすると仮予約が市ホームページの「公共施設予約システム」(ネット予約)でもできます。つくば市民センターの団体登録は、3種類あります。

1) 団体登録の種類について

■ 一般団体登録

以下の条件に該当する団体

- ・ 代表者が18歳以上の団体かつ世帯数の合計が5以上の団体
※ただし16歳以上18歳未満未成年の青少年のみで構成される団体でも、世帯の合計数が5以上で、構成員の保護者全ての同意があれば使用可能です。
※市外団体、営利使用の団体は、予約開始期間が異なります。

■ 音楽室少人数団体登録

以下の条件に該当する団体

- ・ 代表者が18歳以上の団体かつ世帯の合計が2以上5未満の団体
※16歳以上18歳未満未成年の青少年のみで構成される団体でも、世帯の合計数が2以上で、構成員の保護者全ての同意があれば使用可能です。
※音楽室少人数団体は、市外団体、営利使用の団体と同様に予約開始期間が異なります。

■ 社会貢献活動団体登録

次のいずれにも該当する団体

- ア 団体の世帯数の合計が2以上。
- イ 構成員のうち過半数が市民。
- ウ 代表者が18歳以上。
- エ 使用日の責任者が18歳以上。
- オ 社会貢献活動を目的として社会貢献活動支援室等を使用する団体であること。
- カ 規則で定めるところにより市長の登録を受けた団体であること。

※一つの団体が、一般団体登録と社会貢献活動団体の両方に登録することが可能です。

※16歳以上18歳未満の未成年のみで構成される団体でも、2世帯以上の団体は保護者等の同意があれば使用可能です。

※市内交流センターの団体登録とつくば市民センターの団体登録は異なるものになります。

2) 使用料の免除について

使用料が免除となるのは以下の場合です。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 市内在住で次に掲げる者を構成員とする団体（割合は規定による）が使用するとき。

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- エ 65歳以上の者が半数以上

(3) 次に掲げる団体の公益事業。

- ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
- イ 公益社団法人つくば市シルバー人材センター
- ウ 公益財団法人つくば文化振興財団
- エ 一般社団法人つくば観光コンベンション協会
- オ 一般財団法人つくば都市交通センター
- カ 一般財団法人つくば市国際交流協会
- キ 一般社団法人つくば市スポーツ協会
- ク その他規則で定める団体

例：社会福祉協議会のボランティア登録をし、かつ公益活動をしている団体は、使用料が免除になります。

印刷機は1製版30円、印刷1枚1円です。用紙は持参してください。

6 印刷作業室と設備について

1) 予約について

印刷室はどなたでも使用でき、電話や窓口で予約することができます。

※予約の受付は平日8:30~17:15で、使用時は必ず受付してください。

※社会貢献活動団体登録をすると2か月前からネット予約・電話予約ができます。

2) 大判プリンターについて

PDFファイルデータを持ち込み、各自でプリントできます。

使用するときには必ず受付をして、印刷後、料金を納入してください。

プリンターの使用方法が分からないときは相談の予約をして、使い方のレクチャーを受けることができます。

印刷作業室に係る附属設備				
使用区分		単位	使用料	仕様
コピー機	モノクロ	1枚	10円	日本産業規格A列3番以内
	カラー	1枚	50円	日本産業規格A列3番以内
大判プリンター	A1	1枚	2,400円	日本産業規格A列1番の上質紙のみ
	A2	1枚	1,700円	日本産業規格A列2番の上質紙のみ
	ロール紙	長さ50センチメートルにつき	1,000円	60センチメートル幅の上質紙のみ
印刷機			30円	用紙は持参とする
		印刷1枚	1円	

備考 大判プリンターの使用においてロール紙の長さ50センチメートル未満の端数があるときは、これを50センチメートルとみなします。

7 ロッカー（有料）の貸し出しについて

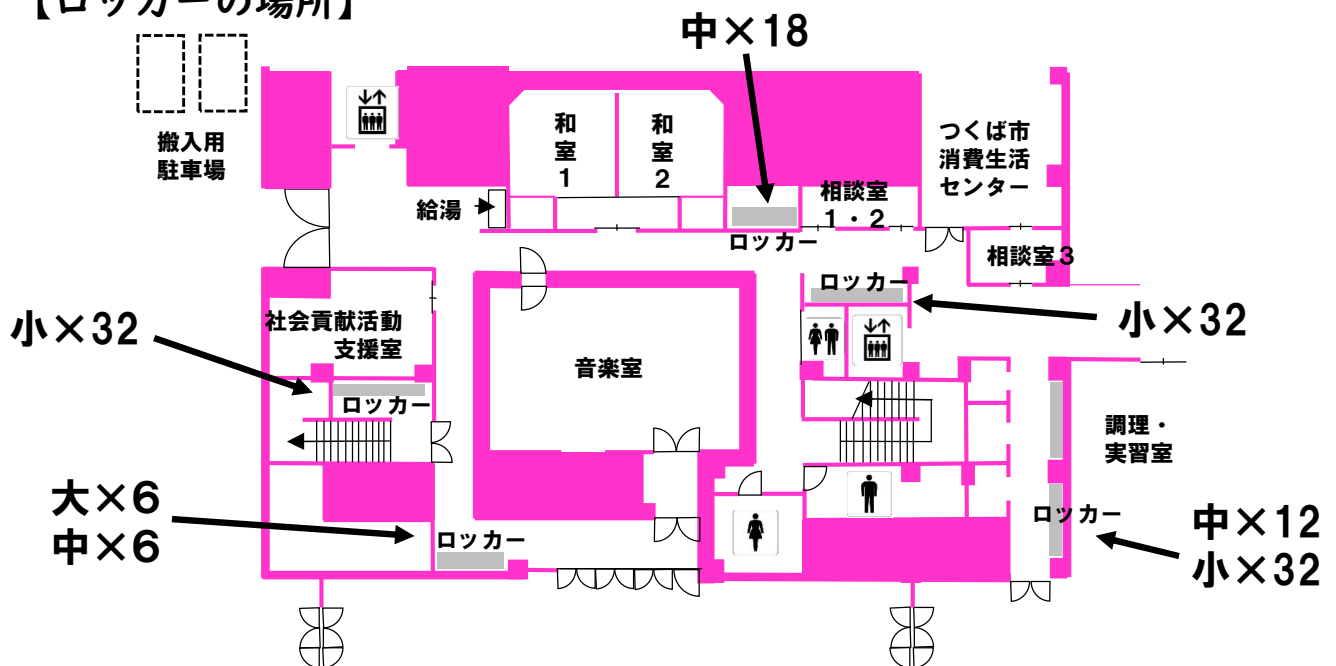
1か月単位で、ロッカーを借りることができます。サイズは大・中・小があります（使用したい人が多い場合は、半年に1度、抽選会を行います）。貸出し期間は最大で年度末までです。

ロッカーのサイズ、個数、使用料等は以下のとおりです。

使用区分	サイズ（単位：mm）	個数	使用料（1月当たり）
ロッカー（大）	幅 260×奥行 390×高さ 2000	6個	1,000円
ロッカー（中）	幅 412×奥行 378×高さ 530	36個	500円
ロッカー（小）	幅 412×奥行 378×高さ 383	96個	300円

※ 使用の期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなします。

【ロッカーの場所】



8 駐車場について

駐車場はありません。近隣の有料駐車場を使用してください。

※搬入用駐車場の一時使用については、ご相談ください。

（30分以上の駐車は予約が必要です。）

ロッカーのイメージ

※暗証番号は団体で4桁の数字を決めてください。

大 (幅 260mm×奥行 390mm×高さ 2000mm)



中 (幅 412mm×奥行378mm×高さ530mm)



小 (幅 412mm×奥行 378mm×高さ383mm)



2023年12月21日作成